



# 佐賀県公報

平成19年  
6月22日  
(金曜日)  
第12920号

## 目次

### 規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (五五・まちづくり推進課) 一

◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (五六・建築住宅課) 二

### 告示

◎青少年に有害な図書等の指定 (三三六・子ども課) 二

◎道路の区域の変更 (三三七・道路課) 三

◎道路の供用開始 (三三八・" ) 三

◎道路の区域の変更 (三三九・" ) 四

◎道路の供用開始 (三四〇・" ) 四

◎包括外部監査契約の締結 (三四一・職員課) 四

### 公告

◎大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 五

◎物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札及び指名競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項 (用度管財課) 六

### 選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (告示・五五) 八

## 公布された規則のあらまし

◎租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (規則第五五号)

1 租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条、第二条、第八条及び様式第一号、様式第三号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第五六号)

1 鍋島県営住宅(佐賀市)に有料の駐車場を設置することとした。(別表第三関係)

2 この規則は、平成一九年七月一日から施行することとした。

## 規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第五十五号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(平成五年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中「第三十一条の二第二項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八」に、「第六十二条の三第四項第十四号八」を「第六十二条の三第四項第十五号八」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第31条の2第2項第14号入及び第62条の3第4項第14号入」を「第31条の2第2項第15号入及び第62条の3第4項第15号入」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十六号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成九年佐賀県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

城 西 県営住宅駐車場	佐賀市	1,900円
-------------	-----	--------

を

城 西 県営住宅駐車場	佐賀市	1,900円
鍋 島 県営住宅駐車場	佐賀市	1,800円

に改める。

附則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第三百三十六号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-60	メンズヤング 7月号	(株)双葉社	08597-7	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-61	快樂天 7月号	(株)ワニマガジン社	13877-7	
"	19-62	MONTHLY VITAMAN 月刊 ビタミン 7月号	(株)竹書房	07653-7	
"	19-63	まんがシャワー 7月号	(株)一水社	18399-7	
"	19-64	ウォーA組 7月号	(株)マガジン・マガジン	11953-07	
"	19-65	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE Special No.168 7月号	KKベストセラーズ	14077-7	
"	19-66	おとこのOFF 増刊コミックまあるまん7月1日号 Vol.36	(株)ぶんか社	13702-7	
"	19-67	パパラッチ 週刊大衆増刊7/1号	(株)双葉社	20437-7/1 ㊦-7/31	
"	19-68	殺し屋 -1- イチ 第五巻	(株)小学館	45365-16	
"	19-69	バツ×ゲーム	(株)幻冬舎コミックス	54245-98	
"	19-70	職業・殺し屋。 CASE. 8	(株)白泉社	44322-72	
"	19-71	職業・殺し屋。 CASE. 9	(株)白泉社	44323-02	
"	19-72	極道つぶし 2	(株)集英社	44254-02	

●佐賀県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十九年六月二十二日から平成十九年七月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前の別幅員	延長
一般国道 四九八号	区間	メートル
	後	メートル
嬉野市塩田町大字久間字大道乙 五六一番四地先から 嬉野市塩田町大字久間字西山乙 三六三九番一地先まで	二七・〇 ハ・五	三、〇五七・六
嬉野市塩田町大字久間字大道乙 五六一番四地先から 嬉野市塩田町大字久間字西山乙 三六三九番一地先まで	二六・九 七・八	三、〇六三・七

●佐賀県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成十九年六月二十二日から平成十九年七月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名 一般国道 四九八号	供用開始の区間 嬉野市塩田町大字久間字大道乙五六一番四地先から 嬉野市塩田町大字久間字西山乙三六三九番一地先ま で	供用開始の期日 平成一九・六・二二
---------------------	--	----------------------

●佐賀県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年六月二十二日から平成十九年七月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 久間白石線	嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六四九番一地先から 嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六一三番一地先まで	嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六四九番一地先から 嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六一三番一地先まで	一〇・六 、 五・八	二二八・四
	嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六四九番一地先から 嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六一三番一地先まで	嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六四九番一地先から 嬉野市塩田町大字久間字志田原 甲三六一三番一地先まで	一三・二 、 五・二	二三四・〇

●佐賀県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年六月二十二日から平成十九年七月二

十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久間白石線	嬉野市塩田町大字久間字志田原甲三六四九番一地 先から 嬉野市塩田町大字久間字志田原甲三六一三番一地 先まで	平成一九・六・二二

●佐賀県告示第三百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十九年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成十九年四月一日
  - 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
  - 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 八谷 信行
  - 四 住所 福岡県大野城市東大和二丁目十一番二十五号（ウインザー下大和駅  
南四百二号）
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算払及び実績報告に基づく精算払

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年6月22日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

COMODO HONJOH

佐賀市本庄町大字本庄197番地 1 外

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間

ア 株式会社キタムラ

(変更前) 午前10時から午後10時まで

(変更後) 午前10時から午後8時まで

イ 株式会社サンゼン

(変更前) 午前10時から午後8時まで

(変更後) —

ウ 株式会社ミズ

(変更前) 午前9時から午後9時まで

(変更後) 変更なし

エ 株式会社グオ

(変更前) —

(変更後) 午前10時から午前2時まで

(3) 変更する年月日

平成19年6月22日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(イ) 株式会社キタムラ

代表取締役 北村 正志

高知県高知市本町四丁目1番16号

(ロ) 株式会社グオ

代表取締役社長 沢田 喜代則

愛知県春日井市如意申町五丁目11-3

(ハ) 株式会社ミズ

代表取締役 溝上 泰弘

佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目1番11号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,036平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

敷地中央 93台

(ロ) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗A南側 (駐輪場No.1) 10台

店舗B西側 (駐輪場No.2) 9台

飲食店舗東側 (駐輪場No.3) 8台

合計 27台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗A南側 (荷さばき施設No.1) 15.9平方メートル

店舗B西側 (荷さばき施設No.2) 16.0平方メートル

店舗C西側 (荷さばき施設No.3) 19.0平方メートル

<p>合計 50.9平方メートル</p> <p>(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>店舗A内南東側 (廃棄物等保管施設No.1) 4.00立方メートル</p> <p>店舗A内南東側 (廃棄物等保管施設No.2) 4.80立方メートル</p> <p>店舗B東側 (廃棄物等保管施設No.3) 2.50立方メートル</p> <p>店舗C内東側 (廃棄物等保管施設No.4) 4.95立方メートル</p> <p>合計 16.25立方メートル</p> <p>エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間</p> <p>(ロ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地南側 2箇所 合計 2箇所</p> <p>(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設No.1 午前10時から午後8時まで 荷さばき施設No.2 午前10時から午後6時まで 荷さばき施設No.3 午前9時から午後9時まで</p> <p>2 届出年月日 平成19年6月11日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成19年6月22日から 平成19年10月21日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、</p>	<p>意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課 (郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号) に到着するように提出してください。</p> <p>佐賀県が発注する物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札及び指名競争入札 (以下「入札」という。) に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項は次のとおりとする。</p> <p>なお、この公告に定める資格審査の手続きは、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。</p> <p>平成19年6月22日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請の時期 平成19年7月2日から7月31日までとする (この期間以降も随時受付を行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある。)</p> <p>2 申請の方法</p> <p>(1) 申請書の入手方法 入札参加資格認定申請書 (以下「申請書」という。) は佐賀県庁のホームページ (<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>) からダウンロードできる。 また、佐賀県出納局用度管財課用度担当 (郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194) において随時配布する。</p> <p>(2) 申請書の提出方法 入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出しなければならない。ただし、特に認めた書類については、提出を要しない。</p> <p>なお、営業又は事業開始後1年未満の者で、決算期未到来により納税証明書が発行されない場合は、納税証明書に代わり法人設立 (設置) 届・個</p>
--	--

<p>人事業税の開業届の写しを提出すること。</p> <p>ア 営業又は事業概要書</p> <p>イ 業種及び取扱品目届</p> <p>ウ 使用印鑑届</p> <p>エ 登記簿謄本（法人の場合に限る。）</p> <p>オ 市役所又は町村役場で発行する身分証明書（個人の場合に限る。）</p> <p>カ 東京法務局が発行する成年被後见人及び被保佐人の登記がなされていないことを証する書類（個人の場合に限る。）</p> <p>キ 申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>ク 県税の未納の額が無いことを証する書類（入札参加認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）</p> <p>ケ 個人県民税（住民税）納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の個人県民税（住民税）に係るもの）</p> <p>コ 地方消費税納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）</p> <p>サ 営業又は事業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類</p> <p>シ その他必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の作成に用いる言語</p> <p>ア 申請書は、日本語で作成すること。</p> <p>なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>3 入札参加資格認定を受けることができない者</p> <p>(1) 成年被後见人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過していない者及び</p>	<p>これらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者</p> <p>ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者</p> <p>オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者</p> <p>カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(3) 営業又は事業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者</p> <p>(4) 暴力団員が実質的に経営を支配している等、知事が特に不相当と認める者</p> <p>4 資格及び資格審査</p> <p>次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認められた場合は実態調査を行う。</p> <p>(1) 営業又は事業の経営状況</p> <p>申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業又は事業開始後1年を経過していない者にあつては営業は事業開始日から審査基準日の前日までの間、営業又は事業を停止し、又は休止した者で、営業又は事業再開後1年を経過していないものにあつては営業又は事業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合</p> <p>(2) 経営の規模</p>
--	--

審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況  
(3) 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合

5 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新等手続

(1) 入札参加資格の有効期間は、平成19年10月1日(随時の受付を行った者については、その資格を認定した日)から平成21年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

平成19年9月30日に有効期間が満了する者で、有効期間の更新を希望する者は、この公告に基づき申請書類を提出すること。

7 入札参加資格の取消し

3の(2)のフからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

### ○ 選挙管理委員会事項

#### ◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の

三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。  
平成十九年六月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八五九人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一五三人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五四、〇七七人

唐津市・東松浦郡 三七、三三八人

鳥栖市 一七、〇〇六人

多久市 六、一七一人

伊万里市 一五、六二七人

武雄市 一三、八五七人

鹿島市・藤津郡 一一、四六五人

小城市 一二、二〇九人

嬉野市 七、九七二人

神崎市・神埼郡 一三、二三六人

佐賀郡 九、三二七人

三養基郡 一四、六九八人

西松浦郡 五、九一〇人

杵島郡 一二、〇九三人

購読料 一か年三一、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年六月二十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷